

福島市ソフトボール協会会則

(名 称)

第1条 本会は、福島市ソフトボール協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、会長指定の場所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、ソフトボールを通じて、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、その振興をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ソフトボールの普及啓発並びに技術向上を図る
2. ソフトボールの各種大会及び講習会等を開催する。
3. その他、本会の目的達成に必要な事項。

(組 織)

第5条 本会は、福島市ソフトボール協会登録チームと審判員、記録員及び本協会の目的に賛同する者をもって組織する。

(登録・退会)

第6条 本会の登録・退会は次のとおりとする。

1. 本会の登録・退会は任意とする。
2. 本会の登録を希望するチームは、毎年2月末日まで、その年度の登録手続きをしなければならない。
3. 本会の目的に反するチームは、登録を取り消すものとする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | | | | |
|------------|-----|------|---------------|-----|-----|
| 1. 会 長 | ・・・ | 1名 | 6. 監 事 | ・・・ | 2名 |
| 2. 副 会 長 | ・・・ | 若干名 | 7. 事 務 局 長 | ・・・ | 1名 |
| 3. 理 事 長 | ・・・ | 1名 | 8. 事 務 局 次 長 | ・・・ | 若干名 |
| 4. 副 理 事 長 | ・・・ | 2名以内 | 9. 幹 事 | ・・・ | 若干名 |
| 5. 理 事 | ・・・ | 若干名 | 10. 財 産 管 理 者 | ・・・ | 若干名 |

(顧 問)

第8条 本会に顧問を必要に応じ置くことができる。

1. 顧問は、この会の会長、または副会長であった者およびソフトボールに関する功労者のうちから、理事会で推薦し、会長が委嘱する。
2. 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

(役員を選出)

第9条 本会の役員選出は、次によるものとする。

1. 会長、副会長、理事、監事は、総会において選出する。
2. 理事長、副理事長は、理事の互選により会長これを委嘱する。
3. 顧問、事務局長、事務局次長、幹事及び財産管理者は、会長の委嘱による。

(役員職務)

第10条 本会の職務は次のとおりとする。

1. 会長は、会務を総理し本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこの職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、総会の決議により会務を掌理する。
4. 理事長は、会長の命を受けて会務を執行し、副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときは、その職務を代行する。
5. 監事は、会計を監査する。
6. 事務局長は、本会の庶務・会計及び会務を処理する。
7. 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
8. 幹事は、事務局長の会務処理を補佐する。
9. 財産管理者は、会務の執行に供する用具等をはじめ倉庫内外の管理に努める。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は、2 年とし再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 12 条 総会は、本会の議決機関であり、登録チームの代表および本会の役員をもって組織し、次の事項を審議決定する。

1. 予算および決算
2. 運営計画・役員選出
3. 会則の改正
4. その他必要な事項

第 13 条 定期総会は年 1 回、臨時総会および理事会は、必要に応じ会長が招集する。

第 14 条 総会および理事会の審議事項は、出席者の過半数の同意により成立する。

(会 計)

第 15 条 本会の会費は、次に掲げるものでこれにあてる。

1. 会費（登録費）・大会参加費
2. 補助金
3. その他

第 16 条 本会の登録チームは、会費（登録費）を納入するものとする。
会費（登録費）・大会参加費の額は、総会において定める。

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(細 則)

第 18 条 本会は、必要に応じ理事会で細則を設けることができる。

1. 本会の登録チームは、あらゆる大会において、本会の目的に反したり品位をけがす行為をしてはならない。
2. 違反したチームは、本会会則第 6 条第 3 項により、登録を取り消し、事故発生から 1 ヶ年間本会への登録を認めない。

(付 則)

1. 本会会則は、昭和 47 年 6 月 9 日から施行する。
2. 平成 22 年 3 月 27 日一部改正
3. 平成 24 年 3 月 26 日一部改正
4. 平成 30 年 3 月 23 日一部改正
(第 17 条会計年度改正、第 9 条第 10 条事務局次長及び財産管理者追加)
5. 令和 6 年 3 月 15 日一部改正 (第 5 条組織改正)
6. 令和 7 年 3 月 14 日一部改正 (第 4 条事業内容及び第 5 条、第 6 条、第 12 条第 18 条の加盟を登録に、脱退を退会に文言修正)